

胎児心臓超音波検査を受けられる方へ

統計上、心臓に病気を持つ赤ちゃんは 100 人に 1 人の割合で生まれると言われております。胎児心臓超音波検査はお腹の中にいる赤ちゃんの心臓に異常がないか、異常が疑われた場合には、その種類や重症度を検査します。この検査によって心疾患の診断がついた場合、赤ちゃんが生まれた直後からより適切な管理ができるように、その後の妊娠・分娩管理の方針を検討していきます。

◆検査について

検査は予約制で毎週水曜日の午後、妊娠 23 週以降を対象としています。検査時間は 30 分から 1 時間程度で、それ以上の検査時間を要する事もあります。また、一回の検査で必ずしも診断ができず、繰り返し検査が必要となる場合もあります。料金は(自費) 11,000 円ですが、疾患によっては保険診療となる場合もあります。

一胎児心臓超音波検査を受ける前に知って頂きたいこと一

◆検査の有用性・目的

胎児心臓超音波検査（以下、胎児心エコー検査）とは、赤ちゃんの心臓病（不整脈を含む）の種類や重症度を検査するものです。先天性の心臓病には様々な種類があり、治療が不必要な軽症のものから、胎児期に死亡に至る重症のものまであります。これらの赤ちゃんの心臓病はこれまで赤ちゃんが生まれた後に、何かの症状を示して診断されることがほとんどでした。しかし最近の胎児心エコー検査の進歩により、赤ちゃんの心臓病を出生前に診断することが可能となってきました。



赤ちゃんの心臓病のうち一部の重症なものでは、出生後すぐに薬による治療や、手術治療・カテーテル治療が必要になるケースがあったり、お腹の中にいる間に症状が増悪しそのままでは胎児の状態で死亡してしまうこともあります。出生前に心臓病の診断を行うことによって、胎内での治療や早期に分娩しての治療が必要かどうかを判断したり、あらかじめ分娩の場所(母体搬送)、分娩の方法(自然分娩、誘発分娩、帝王切開)、分娩の時期を検討することで、出生直後に赤ちゃんの搬送をすることを避け、より安全でスムーズに分娩後の治療を行うことができると考えられます。

◆検査の限界

胎児心エコー検査には、いくつかの問題があります。

1) 出生後に行う心エコー検査に比べ、診断が正確にできない場合があります。

通常のエコー検査は動かない患者様に対して、直接エコーを当てて行います。しか

し胎児心エコー検査ではお母さんのお腹、子宮、胎盤を通して、赤ちゃんの小さな心臓を観察します。また、赤ちゃんはお母さんのお腹の中で動きますし、赤ちゃんの位置によっては、心臓が背骨や腕の影になって見えないこともあります。このため、診断は出生後に行う心エコー検査よりも正確性を欠く場合があります、必要があれば複数回の検査を行って診断することがあります。また、心疾患の状態、重症度は妊娠経過中に変化することがありますので、必ずしも直前に行われた診断の内容がその後もそのままであるという訳ではありません。

2) 胎児期には診断出来ない疾患があります。

赤ちゃんの循環（全身の血液の流れ）は、お母さんのお腹の中にいるとき（胎盤循環）と生まれて自分の肺で呼吸をするようになってから（肺循環）とで変わります。このため胎内では“正常”であった血管や孔も、出生後まで残っていれば“異常”となるものがあります（動脈管開存、心房中隔欠損）。また、大動脈縮窄の一部では、出生後に血管の狭窄が進行してくることがあります。これらの病気は胎児心エコー検査では診断できません。

3) “検査を受けない権利”“検査を受けても結果を聞かない権利”があります。

赤ちゃんの心臓病の種類や重症度によっては、ご両親やまわりの方々に相当な精神的・身体的負担がかかることが予想されます。ご両親には検査を受けて分かったことを知る権利とともに“検査を受けない権利”“検査を受けても結果を聞かない権利”もあります。

◆検査の結果について

胎児心エコー検査の結果については、希望される場合、検査後すぐにご家族にお話しいたします。ただし、治療方針などに関しては、産科医、循環器外科医、新生児医と協議して決める必要がある場合、後日改めてご説明させていただくこともあります。出生後に詳細な検査、診断をしないと治療方針が決められないこともあります。